

小動物管理センター管理運営委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

高知県では、中央・中村小動物管理センターの業務について、効率的な運営を行うとともに、民間の発想やノウハウを生かして動物の福祉に配慮した飼養管理及び動物処分数削減に向けた譲渡等の取組みを推進するため、この業務についての企画提案を公募し、最も優れた提案を行った事業者を委託先の候補者として選定することにしました。

2 事業の概要

(1) 事業名

小動物管理センター管理運営委託業務

(2) 主な事業内容

係留されていない犬の保護・運搬・収容業務、犬・猫の引取り業務、収容した犬・猫の飼養管理、性質判定及びエンリッチメント・トレーニング、返還、譲渡、処分、ウェブサイトの作成・運営・管理等による広報・啓発、その他中央・中村小動物管理センターに関する維持管理業務

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 見積限度額

222,042 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※この予算額以下で委託業務を受注し、自ら責任を持って確実に実行可能な企画提案を行ってください。

4 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するため、小動物管理センター管理運営委託業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

5 契約の相手方の決定方法

(1) 提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼ

ンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。

- (2) 審査委員会では、参加者によるプレゼンテーションを実施することとし、日時、場所、プレゼンテーションの時間等は別途通知します。
- (3) 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。
- (4) 委託契約の締結にあたって、審査委員会の評価が最も高かった企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について別途協議・調整のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。
- (5) 上記（4）について、選定後に、候補者と県は企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むが、7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行います。

## 6 委託業者の資格要件

以下の要件を全て満たす者とします。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 高知県内に事業所（本社、本店又は支店、営業所）を置く者であること
- (3) 高知県における「令和3年～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」もしくは「令和3・4・5年度指名競争入札参加資格者登録名簿（清掃、警備、設備保守管理）」に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者又は令和5年度高知県建設工事指名競争入札参加資格を有する（もしくは契約締結時まで参加資格を有することが予定されている）者であること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」、「高知県建設工事指名停止措置要綱」、又は「指名回避措置基準要領」に基づき又は準用して指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (6) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと

- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 7 説明会

### ・現地説明会

日時：令和5年12月21日（木）午後1時30分から

場所：中央小動物管理センター（高知市孕東町56-2）

### ・業務内容説明会

日時：令和5年12月21日（木）午後3時30分から

場所：保健衛生総合庁舎1階大会議室（高知市高知市丸ノ内2丁目4-1）

### ・申込期限

日時：令和5年12月19日（火）午後5時15分（必着）

参加希望者は、別紙1「説明会参加申込書」により持参、FAX又は電子メールで申し込んでください。なお、持参以外の方法による者は、送信後に電話により着信を確認してください。

**※プロポーザルに参加予定の者は必ず説明会に出席してください。**

## 8 質疑と回答

- (1) 当該案件に関する事項について、電話又は口頭（説明会を除く）による問い合わせにはお答えしません。
- (2) 質疑事項がある場合は、令和5年12月25日（月）午後5時15分までに様式-1により持参又は郵送の場合は必着（ただし、書留郵便又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで送付してください。持参以外の方法による場合は、送信後に電話により着信を確認してください。なお、質疑は指定日時までに受理したもののみとし、それ以降に届いたものには回答しません。
- (3) 質疑のあった事項と回答の内容は、薬務衛生課ホームページに掲載します。

## 9 企画提案参加表明書及び資格要件の確認

説明会出席者のうち企画提案書の提出意思がある者は、企画提案参加表明書（様式-2）及び資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出を要する書類は、次表のとおりとします。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	企画提案参加表明書	A 4 縦	1 部
3	法人概要書	A 4 縦	1 部
	登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内）		1 部
	法人資料(会社案内など)	自 由	1 部

※高知県の入札参加資格を有していない場合は、入札参加資格を申請したことが分かる書類を添付してください。

(1) 企画提案参加表明書

ア 提出方法

持参又は郵送（ただし、書留郵便又は配達証明に限る。）とします。

イ 提出締切

令和 6 年 1 月 5 日（金）午後 5 時 15 分（必着）とします。

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県健康政策部 薬務衛生課 T E L 088-823-9673

(2) 資格要件の確認

企画提案参加表明書と関係書類をもとに、資格要件を満たしているかどうかの確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和 6 年 1 月 11 日（木）までに申込者へ電子メールで通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

企画提案参加表明書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

10 企画提案書の作成・提出等

(1) 企画提案書の作成

別途定める「小動物管理センター管理運営委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて作成してください。

(2) 提出期限

令和6年1月19日(金)午後5時15分(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(ただし、書留郵便又は配達証明に限る。)

(4) 提出先

〒780-8570 住所 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県健康政策部 薬務衛生課 TEL 088-823-9673

11 審査

別途定める「企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査結果

審査結果は、令和6年1月29日(月)までに全ての参加者に文書で通知します。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は高知県情報公開条例に準じて対処します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrM>]

13 日程(予定)

令和5年12月12日(火)	説明会の申込開始 募集要領等の公示 (薬務衛生課 HP 掲載)
令和5年12月19日(火)	説明会申込期限
令和5年12月21日(木)	説明会の開催
令和5年12月25日(月)	質疑書の提出期限
令和6年1月5日(金)	企画提案参加表明書及び 添付書類の提出期限
令和6年1月11日(木)	参加資格要件の確認通知(発送予定日)
令和6年1月19日(金)	企画提案書の提出期限
令和6年1月24日(水)	審査委員会(プレゼンテーション)
令和6年1月29日(月)	審査結果通知(発送予定日)
令和6年2月上旬～3月中旬	候補者と委託内容協議、契約書締結

#### 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しません。
- (2) 提出された企画提案書等は、委託業者の選定を行うにあたって、必要な範囲において複写（県庁及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式-4により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は様式-4に基づき行うものではなく、様式-4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrM>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

#### 15 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書の提出は、1社1提案とします。
- (4) 提出された企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めません。
- (5) 契約の相手方は、契約の締結に際し契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (6) 以下の事項に該当した場合、提案者は失格になる場合があるので注意してください。
  - ア 企画提案書の提出が、提出期限に遅れた場合
  - イ 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

- ウ 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - エ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
  - オ 審査結果通知までの間に、他の申請者に対して応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
  - カ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合
- (7) 本委託業務については、令和5年12月高知県一般会計補正予算が提案どおり議決されない場合は、本件を停止します。また、当該予算が成立した場合であっても、提出された見積金額による契約締結を確約するものではありません。
- (8) 別途交渉が整った後に、契約の相手方となる事業者は、改めて県が作成した委託業務仕様書により、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなります。
- (9) 委託業務において個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法等関係法令を遵守してください。
- (10) 応募に必要な書類の様式や要領等は、薬務衛生課ホームページに掲載します。

## 16 添付資料

- (1) 資料1 「小動物管理センター管理運営委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」
- (2) 資料2 「小動物管理センター管理運営委託業務の企画提案に関する様式」
- (3) 資料3 「小動物管理センター管理運営委託業務の委託先募集に関する参考資料」

## 17 問い合わせ先

高知県健康政策部 薬務衛生課

担当者 濱崎・安藤

TEL 088-823-9673 FAX 088-823-9264

E-mail 131901@ken.pref.kochi.lg.jp

応募に関する書類のダウンロード

薬務衛生課ホームページ [<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>]

18 その他

令和5年度12月高知県一般会計補正予算が提案どおり議決されない場合は、  
本件を停止します。